



鳥取県公報

平成16年 9月21日(火)
第 7 6 2 2 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	生活保護法による医療機関の指定 (680) (福祉保健課) 1
	生活保護法による診療所の廃止の届出 (681) (") 1
	土地改良事業の工事の完了 (682) (畜産課) 2
	保安林の指定の解除 (683) (森林保全課) 2
	保安林の指定の解除予定 (684) (") 2
	保安林の指定施業要件の変更予定 (685) (") 3
選管告示	選挙管理委員会の招集 (65) 3
内水面漁	コイの持ち出し等を禁止する水域の範囲 (6) 3
管委告示	
公 告	保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者への公示による通知 (森林保全課) 4

告 示

鳥取県告示第680号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第49条の規定に基づき、医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成16年 9月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
前田医院	鳥取市西品治644 - 1	平成16年 9月 5日
むらかみ薬局三柳店	米子市両三柳308	平成16年 9月 6日

鳥取県告示第681号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成16年 9月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	廃止年月日
医療法人社団涌谷医院	西伯郡日吉津村大字日吉津436 - 1	平成16年8月31日

鳥取県告示第682号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成16年9月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
財団法人鳥取県農業開発公社	公社営畜産基地建設事業光好地区区画整理	平成5年3月25日

鳥取県告示第683号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成16年9月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 解除に係る保安林の所在場所
気高郡青谷町大字長和瀬字宮島917の6
- 2 保安林として指定された目的
魚つき
- 3 解除の理由
急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

鳥取県告示第684号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成16年9月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
日野郡日南町笠木字下谷中山2999・字竹外山3010（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第685号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成16年9月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
八頭郡若桜町大字巻米字鳴谷642の15から642の17まで
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第65号

平成16年第12回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成16年9月21日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

- 1 日時 平成16年9月24日（金） 午後1時40分
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室
- 3 議題
(1) 智頭町議会議員補欠選挙に係る審査申立ての審理
(2) その他

内水面漁場管理委員会告示

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第6号

平成16年鳥取県内水面漁場管理委員会告示第3号に基づき、コイの持ち出し等を禁止する水域の範囲を次のとおり定める。

平成16年9月21日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 湯 村 良 章

米子市皆生から日野川との合流点までの水貫川及び水貫川と日野川の合流点より下流の日野川本流

公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者加藤享史の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者及び関係人はいつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成16年9月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 森林所有者の所有に係る日野郡日南町下石見字押谷1784、1787、1788、1792から1796までの土地について、森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成16年8月31日付鳥取県告示第611号）の内容
（告示の内容）
 - （1） 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
日野郡日南町下石見字押谷1784、1787、1788、1792から1796まで
 - （2） 保安林として指定された目的
水源のかん養
 - （3） 変更後の指定施業要件
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 通知の掲示場所 日南町役場
- 4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課